（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　ほしゅそうせいのかい

1 政治団体の名称　保守創世の会

2 主たる事務所の所在地　広島県東広島市西条町下見４６２３番地１５

3 代表者の氏名　（姓）空本　（名）誠喜

4 会計責任者の氏名　（姓）空本　（名）誠喜

事務担当者の氏名　（姓）空本　（名）誠喜

（電話）082-421-8146

（電話）

（電話）

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
100230		有・無	有・無

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）空本　（名）誠喜

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）空本　（名）誠喜
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

広島県選挙管理委員会 受付 -8.3.-5

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	8,752,000
（前年からの繰越額）	27,000
（本年の収入額）	8,725,000
支　出　総　額	8,476,830
翌年への繰越額	275,170

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	~~6,225,000~~	
(ｳ) 政治団体からの寄附	6,225,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	6,225,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	6,225,000	

（その４）

(4) 借　入　金

行番号	借　　入　　先	金　　額	備　　考
1	借入金	2,500,000	令和7年12月1日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	2,500,000	
	合　　計	2,500,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	2.~~その他の団体~~ 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	日本維新の会国会議員団	2,000,000	R7/6/23	東京都千代田区永田町２－２－１	前原誠二	
2	日本維新の会国会議員団	2,000,000	R7/12/10	東京都千代田区永田町２－２－１	藤田文武	
3	広島維新の会	2,225,000	R7/4/1	広島県呉市片山町９－１３	空本誠喜	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	6,225,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	6,225,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,290,000	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	2,751,742	0	
(4) 事務所費	556,564	0	
小計	4,598,306	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	2,448,524	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	430,000	0	
(6) その他の経費	1,000,000	0	
小計	3,878,524	0	
合計	8,476,830		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	消耗品費	12,000	R7/1/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
2	消耗品費	139,260	R7/2/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
3	消耗品費	188,999	R7/3/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
4	消耗品費	529,999	R7/4/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
5	消耗品費	976,998	R7/5/12	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
6	消耗品費	92,900	R7/6/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
7	消耗品費	95,150	R7/7/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
8	消耗品費	69,500	R7/8/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
9	消耗品費	60,500	R7/9/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
10	消耗品費	25,300	R7/10/10	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
11	消耗品費	43,760	R7/3/25	株式会社ソニックス	東京都江東区東砂６－２０－１	
12	お花代	27,000	R7/4/23	母さんの台所	東京都中央区銀座７丁目５番１６号秀芳ビル１F	
13	お花代	30,000	R7/6/3	母さんの台所	東京都中央区銀座７丁目５番１６号秀芳ビル１F	
14	消耗品費	39,600	R7/7/24	リッツマネジメント	東京都新宿区百人町1-23-11	
15	消耗品費	39,600	R7/7/24	リッツマネジメント	東京都新宿区百人町1-23-11	
	この頁の小計	2,370,566				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	消耗品費	14,029	R7/8/27	ラクスル株式会社	東京都港区麻布台一丁目3番1号	徴難
17	お花代	49,000	R7/10/21	母さんの台所	東京都中央区銀座７丁目５番１６号秀芳ビル１F	
18	消耗品費	44,220	R7/11/6	ダイアナ株式会社	東京都中央区銀座６－９－６	
19	消耗品費	11,010	R7/11/24	UNIQLO羽田空港店	東京都大田区羽田空港3丁目3-2	
20						
	この頁の小計	118,259				
	その他の支出	262,917				
	合計	2,751,742				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	自動車リース代	104,060	R7/8/26	マツダクレジット株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-3-23	徴難
2	自動車リース代	104,060	R7/9/26	マツダクレジット株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-3-23	徴難
3	自動車リース代	104,060	R7/10/27	マツダクレジット株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-3-23	徴難
4	自動車リース代	104,060	R7/11/26	マツダクレジット株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-3-23	徴難
5	自動車リース代	104,060	R7/12/26	マツダクレジット株式会社	大阪府大阪市北区中之島3-3-23	徴難
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	520,300				
	その他の支出	36,264				
	合計	556,564				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会費・参加費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	呉水交会　参加費	11,100	R7/3/26	瀬野川カンツリー倶楽部	広島市安芸区畑賀町1510-91	
2	会費	13,000	R7/4/11	桧之川	大阪府大阪市中央区心斎橋筋2-3-2 クイーンズコート本館 1F	
3	会費	20,000	R7/5/23	阿部けいし後援会	兵庫県神戸市兵庫区東山町2-1-5	
4	参加費	16,350	R7/5/31	郷原カントリークラブ	広島県呉市郷原町	
5	会費	11,000	R7/6/14	呉三津田ヶ丘東京支部同窓会東京支部事務局	広島県呉市山手1丁目5一1	
6	呉水交会　参加費	15,090	R7/9/20	呉カントリークラブ	広島県呉市安浦町安登	
7	会費	16,500	R7/10/12	広島県呉隊友会	広島県呉市幸町6-14	
8	参加費	15,400	R7/10/16	奈る実	東京都渋谷区円山町17-2	
9	会費	16,500	R7/11/14	ラウンジ華	広島県東広島市西条岡町2-9さくらビル２F	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	280,571				
	合計	415,511				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会合費	26,620	R7/1/8	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
2	会合費	20,000	R7/1/20	ちろりん	広島県東広島市西条大坪町8-3	
3	会合費	130,900	R7/1/28	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
4	会合費	17,072	R7/3/1	ｱﾒﾘｶﾝ・ｴｷｽﾌﾟﾚｽ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	徴難
5	会合費	30,000	R7/3/6	焼肉ホルモンはねいし	東京都港区赤坂4-3-4	
6	会合費	20,338	R7/4/15	銀座アスター	東京都新宿区新宿3-5-4	
7	会合費	14,400	R7/4/25	楽	東京都新宿区新宿3-5-4	
8	会合費	16,962	R7/5/9	ＡＧＩＯ	東京都新宿区新宿3-14-1	
9	会合費	49,000	R7/5/13	母さんの台所	東京都中央区銀座7-5-16	
10	会合費	21,000	R7/5/13	母さんの台所	東京都中央区銀座7-5-16	
11	会合費	37,692	R7/6/6	みなと	大阪府大阪市港区弁天1-2-1	
12	会合費	21,000	R7/6/7	HANA-GOYOMI JAPANESE RESTAURANT	大阪府大阪市中央区難波五丁目1-60	
13	会合費	12,460	R7/7/28	JASMINE THAI	東京都港区赤坂1-8-1	
14	会合費	66,281	R7/7/29	赤坂桃の木	東京都千代田区紀尾井町1-3	
15	会合費	12,180	R7/8/5	ごろう	広島県広島市中区新天地1-26	
	この頁の小計	495,905				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	会合費	18,029	R7/8/19	ＡＧＩＯ	東京都新宿区新宿3丁目14-1	
17	会合費	15,240	R7/8/26	ビストロレストラン	東京都渋谷区渋谷3-21-3	
18	会合費	15,000	R7/9/1	クレイトンベイホテル	広島県呉市築地町3-3	
19	会合費	17,900	R7/9/2	八昌	広島県広島市中区流川8-20	
20	会合費	12,300	R7/10/2	たけくま	東京都港区赤坂2-15-18	
21	会合費	10,290	R7/10/3	どん	大阪府大阪市淀川区西中島5-16-1	
22	会合費	23,969	R7/11/5	ＡＧＩＯ	東京都新宿区新宿3丁目14-1	
23	会合費	11,583	R7/11/30	ラボエム	東京都港区白金台4-19-17	
24	会合費	19,000	R7/12/9	ねぼけ	東京都港区赤坂3-11-17	
25	会合費	30,000	R7/12/15	母さんの台所	東京都中央区銀座7-5-16	
26						
27						
	この頁の小計	173,311				
	その他の支出	195,158				
	合計	864,374				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	旅費交通費	48,940	R7/1/19	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
2	旅費交通費	14,780	R7/4/5	さかきや	長野県下高井郡野沢温泉村豊郷9520	
3	旅費交通費	23,000	R7/9/1	クレイトンベイホテル	広島県呉市築地町3-3	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	86,720				
	その他の支出	8,000				
	合計	94,720				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					顧問料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	顧問料	50,000	R7/10/10	河野孝之	広島県東広島市西条町郷曽１１２７番地８	徴難
2	顧問料	50,000	R7/11/10	河野孝之	広島県東広島市西条町郷曽１１２７番地８	徴難
3	顧問料	50,000	R7/12/10	河野孝之	広島県東広島市西条町郷曽１１２７番地８	徴難
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	150,000				
	その他の支出	0				
	合計	150,000				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					ガソリン代	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ガソリン代	90,667	R7/1/6	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
2	ガソリン代	72,020	R7/2/3	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
3	ガソリン代	62,901	R7/3/3	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
4	ガソリン代	55,858	R7/4/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
5	ガソリン代	83,427	R7/5/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
6	ガソリン代	61,313	R7/6/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
7	ガソリン代	57,727	R7/7/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
8	ガソリン代	103,902	R7/8/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
9	ガソリン代	89,000	R7/9/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
10	ガソリン代	95,767	R7/10/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
11	ガソリン代	78,515	R7/11/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
12	ガソリン代	72,822	R7/12/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町６－１	徴難
13						
14						
15						
	この頁の小計	923,919				
	その他の支出	0				
	合計	923,919				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	寄附	430,000	R7/12/1	日本維新の会衆議院広島県第4選挙区支部	広島県東広島市西条町下見4623-15	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	430,000				
	その他の支出					
	合計	430,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					借入金返済	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	借入金返済	1,000,000	R7/4/1	空本誠喜	広島県東広島市西条町下見４６２３－１５	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,000,000				
	その他の支出	0				
	合計	1,000,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　2月　28日

政治団体の名称　保守創世の会

会計責任者の氏名　空本　誠喜　空本

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年２月２８日

保守創世の会
代表　空本　誠喜　殿

登録政治資金監査人　見世俊夫
登録番号　第　3558　号
研修修了年月日　平成 22 年 5 月 13 日

1.監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、保守創世の会の令和７年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書の令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、保守創世の会の主たる事務所において行った。

2.監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3.業務制限

保守創世の会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、保守創世の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上